

会 員 殿

(公社)和歌山県トラック協会
会 長 阪本 享三

**上位運転免許（大型・中型・けん引・準中型）免許
取得助成事業の実施について（助成金のご案内）**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、トラック運送業界では将来的に深刻なドライバー不足に陥ることが懸念されており、将来を担うドライバーの育成に向けて早急な取り組みが求められていることから、当協会では、ドライバーに上位免許を取得させる際の費用の一部助成を別紙要綱のとおり実施いたしますのでご活用頂きますようご案内申し上げます。

また、準中型免許取得につきましては、全日本トラック協会の助成金もごございますので別紙 全ト協の若年ドライバー確保のための運転免許取得助成事業における助成金交付要件に該当する方は併せて申請できます。

記

1. 予算額 594万円

2. 助成額 1名につき 大型免許取得 12万円
中型免許取得 8万円
準中型免許取得 8万円
けん引免許取得 6万円
1事業者あたり5名まで

・準中型免許を取得した方で、別紙全ト協交付要件に該当する場合につきましては全ト協・準中型免許取得助成金を併せて申請できます。助成金額、要領等は別紙を参照下さい。

3. 申請期間 令和7年4月1日～令和8年2月27日
(免許取得期間 令和7年3月1日～令和8年2月27日)
※但し、予算額に達した時点で締め切ります。

4. 締切日 令和8年2月27日（期日厳守）

5. 助成対象 大型・中型・けん引・準中型免許取得のために指定自動車教習所で掛かる費用。(限定解除は助成対象外。なお、5ト限定準中型免許の限定解除については全ト協助成金対象)

6. 申込先 別紙申請書及び添付書類を当協会宛提出して下さい。
〒640-8404 和歌山市湊1414番地
(公社)和歌山県トラック協会 交付金課 TEL(073)422-6771

- ※注意事項
1. 採用年月日が免許取得にかかる領収証の日付、及び免許取得日より後の場合は助成金対象外となりますのでご注意ください。
(教習所への入校申し込み時点で当該従業員を雇用(社会保険等加入)していること)
 2. 添付書類として、免許取得後の運転免許証の写しが必要となりますが、当該運転者が「マイナ免許証」のみを保有しているときは、マイナポータルにログインするか「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したものが必要となります。

上位運転免許(大型・中型・けん引・準中型) 免許取得助成金交付要綱 (令和7年度)

(公社)和歌山県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人和歌山県トラック協会(以下「協会」という。)は、会員事業者(以下「事業者」という)がドライバー育成対策の一環として行う、運転者の大型・中型・けん引及び準中型免許(以下「上位免許」という)を取得させる際の支援を行う。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
「大型免許」とは、車両総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上の自動車(大型自動車)を運転できる免許である。
「中型免許」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満、最大積載量4.5トン以上6.5トン未満の自動車(中型自動車)を運転できる免許である。
「けん引免許」とは、750kgを超える被けん引車をけん引する場合に必要な免許である。
「準中型免許」とは、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満、最大積載量2トン以上4.5トン未満の自動車(準中型自動車)を運転できる免許である。

(助成対象)

第3条 助成対象となる経費は、上位免許の取得のために指定自動車教習所で掛かる費用とし、協会会費の滞納がない事業者とする。ただし、和歌山県内の営業所に所属し、和歌山県及び隣接府県在住の従業員(正規雇用していること)を対象とする。また、限定解除および免許再取得については助成対象外とする。なお5トン限定準中型免許の限定解除については全日本トラック協会による助成金対象となる。同一人物に対する助成回数は1事業年度において1回のみとする。また免許種類は第一種免許に限る。

(助成額)

第4条 本事業の当協会予算額は、5,940,000円とする。
助成金は、事業者が従業員に上位免許を取得させた場合に限り、1名につき大型12万円、準中型、中型免許8万円、けん引6万円を交付する。
助成は1事業者あたり5名までとする。予算限度額に達した場合は、その時点をもって終了とする。交付を受ける助成金等の合計額が免許取得費用を上回るときは、本助成事業による助成金交付額を減額する。

(交付要件)

第5条 当該運転者が、令和7年3月1日以降に指定自動車教習所において上位免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること。なお、申請書における採用年月日とは健康保険証、または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の資格取得日とする。また、運転者の免許証記載の現住所は隣接府県を条件とする。

(申請方法)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は令和8年2月27日までに様式1「上位運転免許(大型・中型・けん引・準中型)免許取得助成申請書」に添付書類を添えて協会へ提出する。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条に基づく申請書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その申請に係る事業の内容が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還等)

第8条 助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合、速やかに協会に報告し助成金を返還しなければならない。
2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として当分の間これを受付または交付決定を行わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合は、別に定めるものとする。

(附則)

1. この要綱は、令和7年4月1日より実施する。

若年ドライバー等確保のための
運転免許取得支援助成事業における助成金交付要件（第4条関係）

1. 特例教習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件
下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。
- ①当該事業者が、令和6年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
 - ②当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること。
 - ③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了し、または準中型免許を取得していること。
 - ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

以上